

# 大阪府ボランティアセンターの 「総合化」に関する基本ビジョン

－「面的広がり」と「質的深まり」－

平成13年1月

大阪府ボランティアセンターのあり方検討委員会

## 目 次

はじめに	1
[1] 大阪府ボランティアセンター総合化の背景	2
1. 地方分権化と新しい市民社会の創造	2
2. ボランティア活動及びNPO活動の活性化と活動支援	3
3. 社会福祉制度・政策の潮流	4
4. 教育改革と地域社会	5
5. 社会福祉協議会の改革	6
[2] 総合化の4つの基本ビジョン	8
—「面的広がり」と「質的深まり」による総合化に向けて—	
1. 福祉（生活）を起点とした分野の新しい展開	9
—「面的広がり」による総合化—	
2. 小地域福祉活動とボランティア活動の機能の「重なり合い」に向けた支援	10
—質的深まり（新たな質の創造）—	
3. 大阪の地域性に根ざした総合化	13
—連携・連帯のための中枢機関—	
4. 市民活動の活性化に向けた支援	13
—広域ボランティアセンターとしての役割—	
[3] 大阪府ボランティアセンターにおける機能別評価と今後の方向性	15
—「面的広がり」と「質的深まり」の視点から—	
1. 普及・啓発機能	16
2. 情報収集・提供機能	18
3. 相談機能（相談・コンサルティング機能）	20
4. 教育・研修機能	22
5. 連絡調整・ネットワーク機能	24
6. 活動・運営支援機能	26
7. 調査・研究機能	28
8. 市町村ボランティアセンター支援機能	30
[4] 当面の重点的取り組み	32
1. ボランティア活動支援と小地域福祉活動との連携	32
2. 市町村ボランティアセンターへの積極的後方支援	32
3. 多様な市民活動への支援	33
4. 人材養成への積極的取り組み	33
5. 事務局体制の再検討及びセンター名称の検討	33
（資料）	
委員会討議経過	35
委員会名簿	37

## はじめに

大阪府社会福祉協議会におけるボランティア活動支援の取り組みは、昭和 38 年 11 月の善意銀行開設にさかのぼるが、本格的な取り組みは、厚生省（現：厚生労働省）の助成を受け昭和 50 年 4 月にボランティアセンターの前身となる社会奉仕活動センターの事業を開始したところからである。その後昭和 53 年 4 月には学童・生徒のボランティア活動普及事業の取り組みがスタート、昭和 59 年 2 月には大阪ボランティア推進府民会議を結成。昭和 61 年 4 月には全国に先駆けて独自で「ボランティア活動総合補償制度」を開始した。

平成 7 年 1 月には突然襲った阪神・淡路大震災への救援のため、「全国社会福祉関係者救援合同対策本部」を大阪府社会福祉協議会内に設置し、近畿並びに全国の社会福祉協議会と協力し、全国各地からボランティアを現地に派遣した。

平成 8 年 9 月に第 5 回全国ボランティアフェスティバルを大阪の地で開催したことが契機となり、同年 12 月大阪府ボランティアセンターとして大阪社会福祉指導センター3 階に独立して事務所を設置し、平日夜間と土曜日開館をスタートした。1 年後の平成 10 年 1 月には府内のボランティア活動を支援する機関 18 団体が集まり、大阪府の助成を受け「大阪ボランティア情報ネットワーク事業」を開設、インターネットによるボランティア情報の提供を開始した。

大阪府ボランティアセンターは、独立した事務所を開設はしたものの、その運営に責任を持つ運営委員会を設けておらず、ようやく平成 11 年 8 月 3 日に第 1 回の運営委員会（委員長：桃山学院大学上野谷加代子教授）を開催するに至った。大阪府社会福祉協議会は、大阪府ボランティアセンターの機能を強化するため、上記運営委員会に「大阪府ボランティアセンターのあり方」を諮問し、同月 18 日に専門委員会として「大阪府ボランティアセンターのあり方検討委員会」を設置し、その答申を委ねた。

上記「あり方検討委員会」は、小委員会・作業委員会を含め 13 回の会合を重ね、「大阪府ボランティアセンターの『総合化』に関する基本ビジョン」として今回の報告書にまとめた。近年ボランティア・NPO に対する関心が高く、これに対応した市町村社協に設置されるボランティアセンターの指針作成の参考となるよう早期に報告書をまとめるべきとの意見もあり、不十分ではあるが問題提起も兼ね関係者に問うことにした。時期がNPO法の成立、介護保険の開始、社会福祉法の成立の時期と重なり、激しい時代の流れに対応して当面の重点課題を的確に方向づけることがむずかしい状況でもあり、まだまだ検討の余地がありためらいもあったが、こうした状況を踏まえ議論の報告として成文化したことをお許しいただきたい。また、こうした状況にあって作成にあたっていただいた委員各位のご尽力・ご協力に感謝申し上げる。

## 【1】大阪府ボランティアセンター総合化の背景

全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）では、社会福祉協議会（以下「社協」という。）のボランティアセンターの機能総合化について、「ボランティア活動・市民活動に対する支援団体、推進団体が多様化するなかで中心的な推進組織としての役割を果たすことが必要である」という認識に立っている。そして総合化するうえで強化すべき機能として、①情報機能②ネットワーク機能③NPO支援機能④災害ボランティア対応機能の4点を挙げている。

ここではボランティアセンターに機能総合化が求められてきた背景について、大阪の状況もふまえて整理する。

### 1. 地方分権化と新しい市民社会の創造

平成12年4月から475本の関連法を一挙に改正した「地方分権一括法」が施行された。国から地方への税財源の移譲が先送りにされ、補助金や地方交付税の配分による国のコントロールが依然として残るといような課題はあるものの、各自治体が自由に行政運営できる分野が広がったことは事実であり、国と地方自治体が「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係を築く時代がスタートした。そしてこの地方分権・地方自治の内実を規定するのが住民自治のあり様である。住民自治の理念はさまざまなレベルあるいは形態での住民の参加・参画によって具現化していくものである。住民の参加・参画を抜きにして地方分権・地方自治、あるいは分権型社会も創造できないのである。

現在の日本の社会は、戦後50年余りが経過し、社会福祉の法・制度に限らず、社会の仕組みそのものの根本的な変革が必要な時期にさしかかっている。地方分権化はその改革の主要な課題であるし、各領域での規制緩和や行財政改革もそうした脈絡で把握すべきものである。

こうした動向を住民の側からとらえれば、確かに今日高まりつつあるボランティア活動や市民活動などによる公共領域への住民の参加・参画の蓄積は認められるものの、教育や福祉、その他の公共事業などの「公的なもの」、あるいは「公共的な領域」の多くを国まかせ、行政まかせにしてきたという構造が認められ、そうしたあり方の見直しが迫られているともいえる。さらに、少子高齢社会による人口構造の変化は、子育てや高齢者の介護の問題などを社会問題として顕在化させるとともに、そうした問題に対しては行政だけでは十分な対応ができないことが明らかになっている。

行政としては、こうした課題を解決していくために、住民に情報を積極的に公開し、住民やNPO（非営利組織）、あるいは企業などの地域にあるさまざまな組織・団体・機関などと連携していくことが求められる。また、住民の側にも積極的な参加・参画が求められている。すなわち、行政と住民とのパートナーシップに基づく地域社会づくりが求められているのである。自治の担い手である住民の参加・参画こそが、成熟した市民社会への端緒となり、また社会連帯に基づく相互支援型社会

を構築していく重要な要素であるといえる。

ところが、こうした住民の参加・参画の必要性が認められても、そうしたことが必ずしも自然発生的に展開されるものではないし、予定調和的に調整されるわけでもない。それだけに、住民の参加・参画を社会的に支援する仕組みが不可欠である。また、その場合の住民の活動は福祉に限定されるものではなく、幅広く民間非営利活動全体を視野に入れておく必要がある。

大阪ではそうした支援の仕組みとして、全国に先駆けて民間のボランティア・市民活動推進機関である大阪ボランティア協会が重要な役割を果たしており、また大阪市ボランティア情報センター（大阪市社協）や大阪NPOセンターなどの推進機関が活発な活動を展開している。さらに行政において、大阪府では生活文化部にボランティアやNPOの活動活性化に関する施策の企画調整を担当するセクションが設置されるなど、ボランティア・市民活動推進のためのさまざまな施策がとられている。府内各市町村においても、ボランティア・市民活動を側面的に支援するための懇話会を開催しているところや、市民活動の推進条例を制定するところなど、行政自身がボランティア・市民活動の積極的な支援を検討しはじめているというような状況である。

大阪府社協のボランティアセンター（以下「本センター」という。）は各市町村社協のボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）との密接な連携・協働や市町村社協、都道府県社協、全社協を網の目とするネットワークを強化しつつ、他の推進機関とも協働し、新しい市民社会を創造していくうえで不可欠な要素であるNPOを含む幅広い住民の参加・参画を支援する必要性が強まっているといえる。この幅広いネットワークは社協の持つ最大の長所である。

## 2. ボランティア活動およびNPO活動の活性化と活動支援

今日、ボランティア活動やNPO活動が活発に展開されるようになり、社会的にもその意義や役割が注目されるようになってきているが、その大きな契機は「ボランティア元年」と称された平成7年1月17日に起きた「阪神・淡路大震災」であった。またその翌年のロシア国籍のタンカー「ナホトカ号」の座礁による重油流出事故の際のボランティア活動などを通して、「ボランティア」という概念や活動が広く住民のあいだで定着したといえる。

このようなボランティア活動への関心や参加意欲の高まりは、その背景のひとつとして、物質的な豊かさよりも心の豊かさを求めようとする人が増えてきていることがあげられる。すなわち、活動者自身の自己実現や生きがいの課題との関連でボランティアをとらえる傾向が強くなってきているのである。

また災害時に限らず、「いてもたってもいられない」という心情がボランティアという行動に結びついていることも多い。そこで生じている問題状況を「他人事」ではなく、「我が事」として自らに引きつけてとらえ、その状況を少しでも改善すべく積極的にかかわろうと行動にうつしているのである。こうした社会への献身意欲の高まりも背景として挙げることができる。

しかし、このような活動者自身の主体的な動機だけで十分な活動が展開できるわけではない。たとえば、活動拠点である事務所もなく、活動資金も不足し、社会的認知もなく任意団体として活動しているというような状況のために、結局のところ活動すればするほど個人の負担が重くなり、活動を継続することができないというような、それまであまりとりあげられなかった課題が表面化したのも「震災」以降のことであった。

その後、こうした課題を緩和・解決しようという機運が高まり、ようやく平成10年3月にボランティア活動をはじめとしたNPO（民間非営利組織）の法的支援策として、「特定非営利活動促進法」（NPO法）が成立し、保健・医療・福祉や社会教育、まちづくり、文化・芸術・スポーツ、環境、国際協力など12種類の活動について、同年の12月から「特定非営利活動法人」（NPO法人）の認証も始められるようになった。

ところで福祉分野においても、1980年代以降住民の助け合いを基調に安価な有料の在宅福祉サービスを「協力員」が提供する「住民参加型在宅福祉サービス」が急速に台頭してきている。当初はこれらを伝統的なボランティアと区別する傾向があったが、中央社会福祉審議会地域福祉専門分科会の意見具申「ボランティア活動の中長期的な振興方策について」（平成5年7月）では、こうした有償の「協力員」による活動も「ボランティアの一種」として位置づけられ支援策が示された。また、こうした団体がNPO法人格を取得することも多い。こうした現状をふまえば、従来ボランティアであることの重要な判断基準であった「無償／有償」を「非営利／営利」に拡大し、むしろ「公共性」の内実を問うことの方が重要になってきていると考えられる。

平成12年4月よりスタートした介護保険制度の事業者としても法人格を取得した福祉NPO法人が参入したり、基準該当サービスとして介護保険サービスを提供している組織・団体もある。今後、介護保険と一定の距離をとりその枠外での活動を展開するボランティア・市民活動に加え、このような介護保険の枠内での住民参加による活動も含めた支援策を検討していかなければならない。

以上のように、新しい成熟した市民社会の構築にむけて、ボランティア活動や市民活動・NPO活動をより一層活性化していくためには、本センターとしても、従来のボランティア活動を豊かにするためにも、支援をさらに市民活動・NPOへと拡大していくことが望まれる。しかしその場合、後述の「『総合化』の4つの基本ビジョン」で示すように、単に「守備範囲」を拡大するという意味での「面的広がり」であってはならない。

### 3. 社会福祉制度・政策の潮流

わが国の福祉改革は1990年なかば以降、新たな局面を迎えている。すなわち、平成9年には保育所改革を含めて児童福祉法が改正され、また同年暮れには介護保険法が制定された。両者の内容には違いがあるものの、これらは戦後の社会福祉サービスの根幹的な仕組みである措置制度を廃止し、契約利用方式に改めるものである。

平成10年6月には中央社会福祉審議会社会福祉基礎構造改革分科会が「社会福祉基礎構造改革について(中間まとめ)」を提示し、同年12月には「社会福祉基礎構造改革を進めるに当たって(追加意見)」がだされた。厚生省(現:厚生労働省)はこうした経緯のなかで論点となった措置制度から契約利用制度への転換(障害者分野についても介護保険や保育所制度とは制度の詳細は異なるものの、障害当事者が契約主体となる契約利用制度に変更される)、利用者保護の仕組みとして地域福祉権利擁護事業の創設や苦情解決の仕組みの構築、サービスの質の確保、情報開示・提供体制の整備などの諸課題をふまえ、社会福祉事業法(改正後、社会福祉法)等の8つの法律の改正案を示し、これらの法案が平成12年6月に成立した。

こうした改革の基本的な方向は社会福祉の領域における市場原理の導入・強化と利用者の自己決定、自己責任原則の拡大に向けられているといえる。換言すれば、社会福祉の利用者を保護の受動的な客体から、サービスを利用・契約する主体へと転換を図ることでもある。その「契約」の前提としては、自ら状況判断し、サービスの種類や内容を選択し、その利用を決定する主体としての自己責任に基づく利用者像、あるいは消費者像がある。たしかに、これまでの社会福祉の利用者が往々にして保護の「対象者」として位置付けられてきたことからすれば、こうした利用者像を転換し、かつ現実のシステムをそれに応じて転換していくことは重要である。地方分権の推進に伴い、地域の実状に応じた社会福祉施策の推進が可能となりつつある中で、住民に身近な地方自治体の責任はますます重大となる。

そして同時に、地域住民の参加・参画に基づく共同・協働的な活動が不可欠である。たとえば、介護保険をめぐる状況をみても、介護保険の非該当者の生活支援などを含め、小地域ネットワーク活動などの活動が一層重要となる。その場合、高齢者宅への訪問などの直接的な支援活動だけではなく、地域での住民自身による学習会の実施や情報の交換を通じて、情報を共有し、認識を深めていくような活動も重要である。このような地域での住民自身による共同・協働の仕組みがなければ、「契約」も「競争」も有効に機能しないのである。

こうしたことをふまえると、今後住民による活動エリアを限定しないボランティア活動に加え、小地域ネットワーク活動などの一定の地域内でのボランティア活動の重要性が高まってくるといえる。それだけに、住民がより一層参加しやすい状況や環境を整備していくためには、各市町村社協におけるボランティアセンターの活動と地域組織化活動との機能的な総合化が必要であり、そうした観点からも本センターの総合化の課題をおさえておく必要がある。このことは、後述の「『総合化』の4つのビジョン」でも示すように、ボランティアセンター機能の「質的深まり」という観点からも重要である。

#### 4. 教育改革と地域社会

平成12年4月から新教育課程が開始された。総合的な学習の時間についても各学校の判断で試行できることになっており、実質的にはスタートしている。すでに、大阪府内では先駆的に全校で取り組む市町村も生まれている。

また、同年4月から学校評議員制度が導入されることになった。「保護者や地域の

意見を聞き、地域や社会に開かれた学校づくりの推進、家庭や地域と連携した特色ある学校づくりをすすめる」ことを目的にしており、地域と学校の意見交換の場に社協役員や民生委員・児童委員、ボランティア等の参画が求められている。平成14年度から始まる学校週5日制に向けて「教育改革」の動きがまさに一斉に始まったとあって過言ではないであろう。

社会福祉の側からの教育へのアプローチは、昭和45年の全社協による福祉教育研究委員会（重田信一委員長）にその源を遡ることができる。同時期、同様の委員会が東京都社協（一番ヶ瀬康子委員長）と大阪府社協（岡村重夫委員長）に設置されている。昭和52年には厚生省の予算として「学童・生徒のボランティア活動普及事業」がスタートし、大阪府社協は一年遅れ昭和53年からその取り組みを開始した。その後、福祉教育・ボランティア学習に取り組む小学校・中学校は増え続け、ついに大阪府では平成9年度から「小学生ボランティア体験推進事業」を予算化し、6ヵ年計画ですべての小学校で取り組むことになった。また、同年4月から全国の都道府県ボランティアセンター事業として始まった「高校生介護等特別体験事業」の取り組みがきっかけになり、文部省（現：文部科学省）の事業としても取り組みがスタートしている。

一方、高等学校の「福祉科」増設や、教員免許取得希望者に対する「介護等の体験」の実施など、学校教育の側から「福祉」へのアプローチが随所に見られるようになった。改訂学習指導要領では「生きる力」を育成するための実践的で創造的な教育プログラムとして「ボランティア活動」の重要性が確認されている。

世界の各国では「市民教育」、「ボランティア学習」、「サービスマーケティング」と呼ばれる教育実践が積極的に取り組まれている。福祉教育・ボランティア学習の目標のひとつは住みよいまちづくりであり、社協がすすめる小地域ネットワーク活動が目指す目標と一致しているといえる。「教育改革」は、日本の未来を担う青少年を地域社会の中で育てることを基本にしており、それは少子・高齢社会の日本における「福祉社会実現」のプロセスでもある。

## 5. 社会福祉協議会の改革

改正された社会福祉事業法（改正後、社会福祉法）では、第4条に地域福祉の推進として、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」という条文が加えられている。そして「地域福祉の推進」が市町村および都道府県社協の役割として明確に位置づけられている。

しかし、上述してきたような状況をふまえると社協をとりまく環境は厳しくなっているといえる。たとえば、社協には地域福祉推進の中核的な役割が期待されているとはいえ、社会福祉の領域に企業をはじめ、生協や農協、NPOなど多様なサービス供給主体が参入してきており、そうした状況が今後ますます加速されることが



予測できる。それだけに地域のなかでの社協の存在意義が改めて問われてくることになる。社協らしさを示す「公共性」や「民間性」、あるいは「地域性」、「連帯・連携、共同性」などの概念の内実が、実践レベルにおいて具体的に問われてくるといえる。

また、行政との関係においても、地域福祉を推進していくための対等なパートナーとしての関係を形成していく必要がある。

さらに具体的な機能・活動としても、従来の地域組織化活動や小地域福祉活動、あるいは各種の在宅サービス事業などに加えて、権利擁護や苦情解決、サービスの質の向上に関する取り組みや、あるいは基幹型在宅介護支援センターなどの業務とも関連して地域における総合的なケアマネジメント体制の構築など、新たな事業展開の必要性に迫られている。

すなわち、地域における相互扶助活動や個人によるボランティア活動、グループによるボランティア活動、新たな市民活動などを含め総合化が求められている。ボランティアセンターも、今日のボランティア・市民活動の多様な広がりを見れば、守備範囲を福祉ボランティアに限定したままでは十分な役割を果たせないような状況も生じてきている。

全国的にみてもまた都市部である大阪府における社協の改革の必要性が迫られている状況をふまえ、本センターとしても、「総合化」をキーワードに従来からの活動の見直しとともに、新たな活動を創造すべき時期にきている。

## 【2】「総合化」の4つの基本ビジョン

－「面的広がり」と「質的深まり」による総合化に向けて－

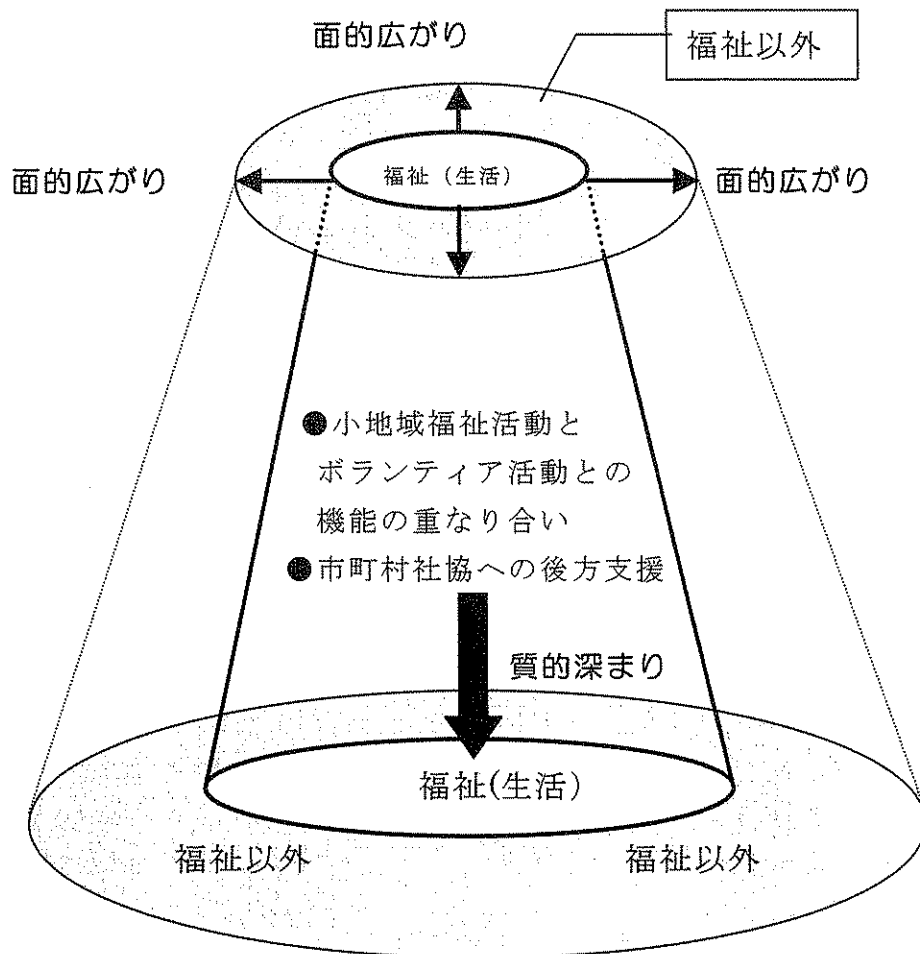
本センターの「総合化」は、以下に提示する4つの基本ビジョンに基づいて推進していくものとする。とりわけ、その4つの基本ビジョンの中で示す「面的広がり」と「質的深まり」は、この総合化の根幹をなす概念であるとともに総合化の特質ともなる。

この「面的広がり」と「質的深まり」による総合化の概念を図示したものが図1である。以下、この図を用いながら基本ビジョンについて明らかにする。

(図1 「面的広がり」と「質的深まり」による総合化の概念図)

大阪府社会福祉協議会

ボランティアセンター総合化のイメージ



## 1. 福祉（生活）を起点とした分野の新しい展開

### －「面的広がり」による総合化－

これまで、社協のボランティアセンターはその対象領域を福祉中心としてきた。昨今ボランティアの領域が「市民生活の充実」を切り口にして「国際交流」や「環境保全」など多分野に広がっており、社協のボランティアセンターも当然その対象の領域を拡大しなければならない。

ボランティアセンターの総合化に向けた基本ビジョンの支柱のひとつは、「面的広がり」である。これは、「総合化」に伴って「守備範囲」を広げること、つまりセンターが支援するボランティア分野を「福祉」を起点にしながらも拡大することを意味する。

ボランティア活動及びNPO活動の分野の拡大とそれに伴う活動のボーダーレス化により、必然的に本センターとして支援すべきボランティア分野も広げざるを得ない状況になっている。つまり、活動分野ごとに区切られ、特定分野に限定されたあるいは特化された支援は、ボランティア・NPO活動の現状に合わなくなってきているだけでなく、ボランティア活動の本質である自由で闊達な活動を妨げることにもなる。こうした「面的広がり」は、紛れもなくボランティアセンターの「総合化」に求められる基本要素である。

しかしながら、本センターの対象領域を広げる「面的広がり」については、単にその分野の拡大を無節操に押し進めるのではない。それは、図1で明らかなように、福祉の充実ないしは生活の支援を起点としてそこから分野を広げていくことである。つまり、「総合化」という名のもとに、ただ単にボランティア活動支援の「守備範囲」を広げるのではなく、福祉面におけるボランティア活動の充実強化を基軸とし、そこからセンターが支援するボランティア活動の分野を広げていくという発想である。このことは、総合化における極めて重要な基本ビジョンの一つとなる。

換言すれば、従来のボランティア活動支援で構築してきたノウハウを他の分野に提供するためにも、「面的広がり」への取り組みは本センターの使命（ミッション）であるということが言える。

それでは、「面的広がり」の起点を福祉の充実や生活の支援に置くとはどういうことか。それは、「福祉」や「生活」を切り口として、個人、グループ、家族、地域等の「生活ニーズ」に応えるということを出発点としてボランティア支援を広げていくことである。例えば、国際ボランティアを「守備範囲」とするかどうかという単純な議論ではなく、外国人労働者の生活支援の面から通訳のボランティアをコーディネートするといったことである。

こうした点に立脚した「面的広がり」を推進していくためには、ボランティアセンターの取り組みを再評価し、ボランティア活動支援の拠って立つ土台を再確認、再認識することが求められる。

## 2. 小地域福祉活動とボランティア活動の機能の「重なり合い」に向けた支援 －質的深まり（新たな質の創造）－

ボランティアセンターの総合化に向けた基本ビジョンのもうひとつの支柱は、「質的深まり」である。図1に示したように、「面的広がり」が福祉の充実や生活の支援を核として水平方向に広がりをもつものに対して、この「質的深まり」とは「面的広がり」から垂直方向に展開するものである。

「面的広がり」と「質的深まり」は、表面的に観ると一見矛盾した方向性に映るが、総合化とは、単なる分野拡大のみならず、自立生活支援の総合化であり、「面的広がり」を追求しつつそれを「質的深まり」に高めていく努力が必要とされる。すなわち、小地域福祉活動とボランティア活動の機能の「重なり合い」に対する働きかけが求められている。

ここでいう「機能の重なり合い」とは、社協活動の根幹である小地域福祉活動とボランティア活動が重なり合う部分に対して、小地域福祉活動支援とボランティア活動支援の双方から働きかけることによって地域生活自立支援に向けた活性化を指向するものである。

社会福祉基礎構造改革やNPO活動の台頭をはじめとする社会福祉の新しい潮流下において、地域活動の活性化は極めて重要な要素となる。とりわけ、福祉分野におけるボランティア活動のあり方を模索する際に、小地域福祉活動のひとつのアプローチとしてボランティア活動を位置づけることは、地域福祉の本質的テーマとなる。地域を基盤としたボランティア活動の支援は、小地域福祉活動や小地域ネットワーク活動、そして地域住民の地域における自立生活と深い関連性をもつものでなければならぬはずである。

この「機能の重なり合い」には、いくつかの可能性が考えられる。ひとつは、広域でのボランティア活動に焦点を当てた場合である。直接身近な地域に関与することのない広域を基盤にしたボランティア活動であっても、ボランティア個人は居住地域の生活主体者であるから、そうした場合でもボランティア活動での体験や学びが地域生活に還元されるということである。

もうひとつは、地域における自立生活支援に向けた「機能の重なり合い」である。図2では、地域自立生活支援に向けた小地域福祉活動とボランティア活動の機能の重なり合いをイメージ化した。タイプⅠは、地域のボランティア活動が小地域福祉活動と乖離してしまっている状態を示している。例えば、ボランティア喫茶や配食サービスといった活動だけで自己完結するのではなく、そこから自分の住む地域や地域住民に目を向け、タイプⅡにあるようにそこを起点として地域活動と融合していくことが求められる。さらに、タイプⅢのように、その重なり合いを拡充することで、地域自立生活を進展させることが可能となる。

大阪府社協としては、これまで大阪府内の市町村社協と連携しながら大阪特有の地域組織化に力を注いできた。今後、そうしたこれまでの実績を基盤にしながらボランティアセンターの機能を活性化していこうとするものである。もちろん、その中には市町村社協への後方支援を含んでいる。

本センターの総合化にあたっては、言うまでもなく府社協内における本センターと地域福祉課との連携と協働が求められる。

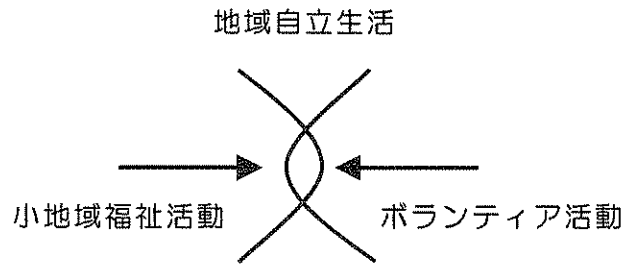
図1にあるように、この「質的深まり」により「面的広がり」にさらに厚みを増すことになり、総合化の質を高めることになる。これらが、本センターの総合化の基本ビジョンの骨格となるものである。

図2 地域自立生活にむけた小地域福祉活動とボランティア活動の重なりあい

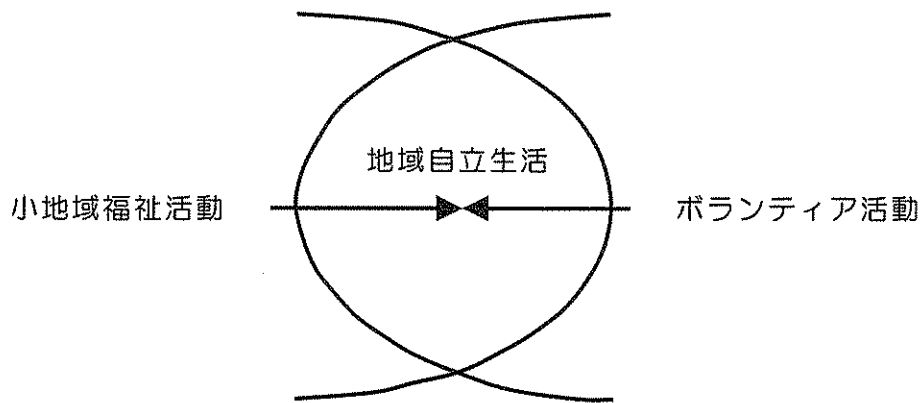
タイプⅠ



タイプⅡ



タイプⅢ



### 3. 大阪の地域性に根ざした総合化 ―連携・連帯のための中枢機関―

「面的広がり」と「質的深まり」という要素から本センターの総合化の特質を明らかにしたが、ここではボランティア活動やNPO支援に関する「大阪の地域性」という角度からボランティアセンターの総合化を捉えることにする。

この総合化に影響をあたえる「大阪の地域性」に関して、次の2点から指摘しておくことにする。

第1には、他のボランティア推進機構との連携・連帯である。大阪では、これまでに先駆的に多分野で多くのボランティア推進機関がボランティアの活動を支援してきた。大阪ボランティア協会、大阪市ボランティア情報センター（大阪市社会福祉協議会）、大阪NPOセンター等をはじめとして、環境、国際交流・理解、健康といった分野で優れた実績を残し、広く信頼を得ている団体・組織が少なくない。

そこで、本センターに求められる「総合化」の機能として、自らすべての分野に対応できるよう機能を強化することでなく、すでに実績のある団体・組織と有機的に連携・連帯するための中枢的な機能を担うことが求められる。それには、広範な情報の収集と質の高い情報の発信をすることはもちろんであるが、それに加えてボランティアセンターが諸団体・組織のインターグループの役割を担うことが求められる。

第2には、大阪府内43市町村の社協と協働することである。これも「大阪の地域性」として「総合化」に欠かせない要素である。市町村社協のボランティアセンター及びボランティアコーディネーターとの連絡調整によって活動を把握し、市町村センター相互を有機的に結合する役割を大阪府ボランティアセンターが担う必要がある。介護保険制度の導入やボランティア活動のボーダーレス化等、各市町村社協の抱える課題には共通するものも多い。そうした課題に迅速かつ的確に応じる先導役を担う必要がある。

また、都道府県から市町村という一方的な構図ではなく、双方向の情報戦略として、市町村センターの連絡組織を強化することが大切である。

### 4. 市民活動の活性化に向けた支援 ―広域ボランティアセンターとしての役割―

本センターは、全社協に設置されている全国ボランティア活動振興センター、各都道府県の社協に設置されているボランティアセンター及び大阪府内の43市町村センターとの連携のもとにネットワークを構成している。

4つの基本ビジョンの最後は、都道府県を単位とする広域ボランティアセンターとして、福祉を起点とした市民活動の活性化に向けた広範な支援を推進していくことである。そのための内容として5点についてあげておく。

第1には、人材の養成である。専門職としてのボランティアコーディネーターの責務はますます大きくなってきている。そのために、仲介型コーディネーターとしての社協職員と受け入れ型コーディネーターとしての施設職員の研修の拡充は欠かせない。またコーディネーターの指導者養成も重要となる。

第2には、福祉教育・ボランティア学習としてのボランティア活動の推進である。ひとつは、市町村社協と連携して福祉と教育の橋渡しをボランティアセンターが担うことであり、もうひとつは、広域の福祉教育の推進として、イベント、講演会等を計画的に進めることである。とりわけ府民及びボランティアグループの主体的参加を巻き込んだものが求められる。

第3には、住民参加型在宅福祉サービス及び有償型ボランティア活動の支援である。介護保険制度の導入に伴い、住民参加型や有償型のグループが増加している。こうしたグループを立ち上げから継続的に支援し、共通する課題についてとりあげていく必要がある。また、新しい分野であるだけに、実態調査や研究も必要となる。

第4には、市民活動の活性化という視座から、隣接他分野のボランティア推進機関との有機的連携を図ることである。協議する場を積極的に設け、情報の公開と提供及び府民への情報提供のあり方を検討する必要がある。また共通する課題についてともに解決策を一緒に導き出すことも求められる。これらによって、府内全体の広範なボランティア活動を底上げすることができる。

第5には、企業・労組への支援が挙げられる。勤労者のボランティア活動に対する関心と参加意欲は年々高まりを見せており、国際化の中で社会に貢献する活動として積極的に社員の取り組みを支援する企業や、ボランティア活動に取り組む労働組合が増えている。社会全体に占める勤労者の割合を考えた場合、企業や労働組合への支援は、本センターとしても今後取り組むべき重要な課題である。



【3】大阪府ボランティアセンターにおける機能別評価と今後の方向性  
 - 「面的広がり」と「質的深まり」の視点から -

前述した4つの基本ビジョンに基づいて、これまでの大阪府ボランティアセンターにおける取り組みを8つの機能から整理し、現状を評価するとともに、今後の活動を具体的に展望する。

ボランティアセンターの8つの機能とは、

- ①普及・啓発機能
- ②情報収集・提供機能
- ③相談機能
- ④教育・研修機能
- ⑤連絡調整・ネットワーク機能
- ⑥活動・運営支援機能
- ⑦調査・研究機能
- ⑧市町村ボランティアセンター支援機能

である。

これら8つの機能に該当する事業を整理するための枠組みとして、表1で示した「『面的広がり』と『質的深まり』の現状と今後の方向性」を設定し、その中に事業を落とし込んだ。表1では、「面的広がり」と「質的深まり」の2つを基軸としている。「面的広がり」では現状（福祉中心）から今後の方向性（生活支援の視点から）へと展開し、また「質的深まり」では現状（市町村中心）から今後の方向性（小地域活動と広域ネットワーク）への展開を示している。

(表1 「面的広がり」と「質的深まり」の現状と今後の方向性)

		面的広がり	
		現 状	今後の方向性
質的深まり	現 状		
	今後の方向性		

## 1. 普及・啓発機能

ボランティアセンターは、府民のボランティア活動への関心を高めるうえで大きな役割を果たしている。そのうち、イベントや入門講座、体験学習等の提供といった「普及・啓発機能」について取り上げる。

### [現状と評価]

イベントの開催については、平成5年度から、本センターが中心となり、多くの府民参加のもと「おおさかボランティアフェスティバル」を開催してきた。府域全体を対象とした広域的なボランティア関連イベントとして年々参加者は増加しており(平成11年度参加者数約5,000人)、近年では、市町村においても独自にボランティアフェスティバルやふれあい広場等のイベントが開催されるなどの波及効果も生まれている。

また、本センターでは、多くの府民に実際にボランティア活動の経験をしてもらうため、平成6年度から夏休み期間を活用したボランティア体験プログラムを開始した。現在、実施主体は市町村センターに移行しつつあり、34の市町村センターで事業を実施している。本センターでは、市町村センターでまだ事業を実施していない市町村の住民を対象にプログラムを運営するとともに、同プログラムの府域全体の調整を行っている。

さらに、府民によるボランティア活動の定着を図るため、対象年齢層ごとに「ボランティア手帳」「子どもボランティア手帳」「ジュニアボランティア手帳」の3種のボランティア手帳を発行するとともに、平成10年度には体験プログラム参加者オリエンテーション用冊子「施設ではじめるボランティア体験」、平成11年度には「ボランティア・NPOハンドブック」を発行するなど、刊行物によるボランティアに関する普及啓発を実施している。

これらの普及・啓発機能については、府民のボランティア参加を促進する上できわめて大きな役割を果たしてきたところであるが、現状ではどうしても福祉分野中心となり、総合的な取り組みとはなっていない。また本センターが広域センターとしての位置付けをより鮮明にし、総合化を進めていくためには、地域に密着した市町村センターとの間の役割分担についても見直しを進める必要がある。

### [今後の展望]

こういったことから、今後、本センターの果たす普及・啓発機能は、福祉以外の広範な分野へとその対象を拡大するとともに、本センターの有する広域性を生かしたものと重点化すべきである。例えば、広域イベントであるボランティアフェスティバルや、ボランティア手帳等の刊行物の発行のように、各市町村センターが個々に取り組みより、本センターが中心となって取り組む方が効率的かつ内容の充実が図れるようなものについては、引き続き本センターが積極的に取り組む必要がある。また総合化に向け、生活の支援を起点にしながら、企業や労組、福祉以外のボランティアグループ・NPO等とも幅広く連携し、福祉以外の分野にその守備範囲を拡大していくべきである。

一方、例えば夏のボランティア体験プログラムのような、個々の府民を対象とした、

地域に密着性の高い入門講座や体験学習等の事業については、市町村センターの方がより住民ニーズに則した対応が期待できることから、大阪府内の全市町村で取り組みがなされるよう本センターとしても支援を強化する。また、本センターにおいては、福祉以外分野へのプログラムの拡大や年間を通じた体験プログラムの開発等について、他のボランティア支援組織や市町村センターと連携しつつ取り組みを進めるとともに、専門的知識を持つ講師の確保が困難である等の理由で市町村センターだけでは実施が困難なプログラムを実施する等により、1カ所の市町村センターだけで実施するより本センターで実施するほうが効果が望まれるような先駆的な事業に、積極的に取り組むことが望まれる。

(普及・啓発機能)

		面的広がり	
		現 状	今後の方向性
質的深まり	現 状	(1) 「おおさかボランティアフェスティバル」の開催(福祉分野中心) (2) 夏のボランティア体験プログラムの実施(3,4市町村では市町村センターが主体) (3) ボランティア体験学習等推進事業の実施 (4) 「ボランティア手帳」(成人用、子ども用、ジュニア用手帳3部作)の発行 (5) 「ボランティア・NPOハンドブック」の発行 (6) 「施設ではじめるボランティア体験」の発行	(1) ボランティアフェスティバルの企業・労組、他分野の団体、NPOなどとの連携強化による総合化  (2) 国際交流や環境保護など福祉以外の分野の体験プログラム開発
	今後の方向性	(1) 全市町村での夏の体験プログラム実施 (2) 年間を通じた体験プログラムの開発(市町村センターと連携協力)	

## 2. 情報収集・提供機能

ボランティア活動関係者やボランティア団体、ボランティア活動に関心のある府民、企業等に対する、情報誌やインターネット、マスコミなどのメディアを活用した、多様な分野のボランティア活動についての「情報収集・提供機能」について取り上げる。

### 〔現状と評価〕

情報収集については、市町村センターの登録ボランティア数を把握しているにとどまっており、十分であるとは言い難いのが現状である。

また情報提供については、ボランティア情報誌「ボランティアOSAKA」を年4回発行するとともに、平成10年1月に「大阪ボランティア情報ネットワーク」を開設し、インターネットによるボランティア募集等の情報提供を行っている。

また市町村センターの情報提供拠点としての整備を図る観点から、各市町村センターにパソコンを設置し、Eメールによる情報提供を行っている。さらに新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等のマスメディアに対しても、読売新聞「ウルトラ関西」と情報ネットワークのリンクをはじめ、適宜情報提供に努めている。しかしながら、府民からの問い合わせへの対応については、市町村センターの持つ情報がすべて本センターに集約されているわけではないことから、市町村センターを紹介せざるをえないケースもあり府民ニーズに十分に応えているとも言いきれないのが現状である。

### 〔今後の展望〕

情報収集機能については、市町村センターとのネットワークを活用し、本センターからの情報提供に加え、市町村センターの有する様々な地域ボランティア情報を収集、データベース化し、ボランティア情報ネットワークや本センターのホームページなどを通じて発信するなど、市町村センターとの連携という本センターの特色を生かした活用方策を検討することが求められる。

また情報提供機能について、まず情報誌の発行については、大阪ボランティア協会の「月刊ボランティア」、大阪市ボランティア情報センターの「COMVO」など、他にも大阪におけるボランティア関連の情報誌が出されている中で、市町村センターとのネットワークなど、本センターの特色を一層生かした誌面づくりを進め、情報提供の充実を図る必要がある。

さらに情報ネットワークについても、今後インターネットの普及率が一層上昇することが予測される中で、提供情報の福祉以外の分野への拡大や、提供情報数の増加、ボランティア希望者のニーズに合致した情報を提供できるような検索システムの構築など、より広範かつきめこまやかな情報提供ができるよう、引き続き取り組むとともに、ボランティア団体間の情報交流機能の強化にも努める必要がある。広域的センターとして、大規模災害への対応等、全国規模での情報収集・提供についても、全国ボランティア活動振興センターや、他府県のボランティアセンターとの連携を一層緊密にし、全国的なネットワークの構築に取り組むことも必要と思われる。また、マスメディアに対する情報提供についても、「メディアへの協力」から、「タイアップ企画」など、より主体的なメディアの活用方策を検討する必要がある。

(情報収集・提供機能)

		面的広がり	
		現 状	今後の方向性
質的深まり	現 状	<p>(1) ボランティア情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市町村センター登録ボランティア数の把握</li> <li>② 「おおさかボランティア情報ネットワーク」による情報収集</li> <li>③ 福祉分野中心</li> </ul> <p>(2) ボランティア情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 情報誌「ボランティア OSAKA」の発行（年4回、各10,000部）</li> <li>② インターネットの活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本センターHPの開設</li> <li>・市町村センターへのEメールによる情報提供</li> <li>・「おおさかボランティアネットワーク」HPによる情報提供</li> </ul> </li> <li>③ マスメディアの活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・読売新聞「ウルトラ関西」とのリンク</li> <li>・その他放送局、新聞社等への取材協力</li> </ul> </li> </ul> <p>(3) ボランティアの相互交流・情報交換の場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「おおさかボランティア情報ネットワーク」の運営（平成10年1月開設、運営協議会参加団体19団体、登録団体・施設824件、情報数459件、アクセス件数64,430件（平成12年3月31日現在））</li> </ul>	<p>(1) 他の中間支援組織との連携による福祉以外の分野（環境・教育・文化・国際交流など）のボランティア活動の把握・情報交換</p> <p>(2) 従来の無償ボランティアに限らず、有償非営利の福祉サービス活動等幅広い情報収集</p>
	今後の方向性	<p>(1) 市町村センターとの連携によるボランティア情報データベースの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークの活用による市町村センター情報の効率的・効果的な収集</li> <li>・府内全域のボランティア情報のデータベース化、提供</li> </ul> <p>(2) 他府県センターとの連携による全国的な情報収集・交換</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国ネットワークの構築</li> </ul> <p>(3) 特色ある情報誌づくり</p>	<p>(1) 大阪ボランティア情報ネットワークの拡充・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動全般に係る情報収集・提供</li> <li>・ボランティア団体相互の情報交流機能の強化</li> </ul>

### 3. 相談機能（相談・コンサルティング機能）

ボランティアセンターにおいては、ボランティア活動を促進するため、ボランティアに対する様々な相談に対して、必要な情報の提供や助言を行っている。こうした「相談機能」は、情報収集・提供と並んで、ボランティアセンターの最も重要な機能の一つである。

#### 〔現状と評価〕

本センターでは、市町村センターとの役割分担の観点から、ボランティアに関する個別の相談や、一市町村域内におけるボランティア活動の相談に対しては、基本的には在住地・勤務地の市町村センターを紹介しているが、最近では社会経済環境の変化を反映し、介護保険に係る相談や、NPO法人格の取得に関する相談等、市町村センターの枠を超える新しい相談も増加している。

#### 〔今後の展望〕

将来的には市町村センターの機能の充実により、相談機能はできるだけ市町村センターが担っていくべきではあるが、当面これらのニーズに的確に responding していくため、まず本センターにおいて、アドバイザースタッフの強化や、新しい課題に対して豊富な蓄積を有する他の中間支援組織との連携の強化により、福祉以外の分野に関する相談機能を強化することが必要となる。

また、相談機能の強化にあたっては、市町村センターのコーディネーターへの助言や企業・労組に対する相談、寄付者に対するコンサルティングなどについても重点的に取り組むことが求められる。

また、多様化する相談にも柔軟に対応できるよう、新たなボランティア活動の開拓や、相談者の志向に応じたボランティア活動の紹介など、市町村センターと協働で取り組みを進めるとともに、市町村センター支援のため、これまでの本センターにおける様々な相談事例の蓄積を市町村センターにフィードバックする仕組みについても検討する必要がある。

(相談機能)

		面的広がり	
		現 状	今後の方向性
質的深まり	現 状	(1) 一般府民からのボランティア相談は、基本的には在住地・勤務地市町村センターで対応 (2) 近年社会経済情勢を反映し、以下のような問い合わせが増加 ・介護保険に関する関係機関からの相談 ・ボランティアグループからの社会福祉法人化、NPO法人化に関する相談	(1) 他機関との連携等による、福祉以外の分野に関するボランティア相談への対応強化（たとえば、難病やエイズに関するボランティア相談、在日外国人に対する相談など） (2) NPO、企業等からの相談への対応力強化 (3) 社会福祉法人化、NPO法人化に関する相談への対応強化 (4) 本センター独自のボランティアによるアドバイザーの開拓
	今後の方向性	(1) 多様化する相談にもできる限り柔軟に対応できるよう、新しいボランティア活動の開拓・紹介 (2) 相談者の志向（小地域で活動するか、広域で活動するか等）に応じたボランティア活動の紹介 (3) ボランティア相談のアフターケアの実施 (4) 本センターにおける相談事例の蓄積と市町村センターへのフィードバック (5) 介護や学校教育に関する相談機能の強化	

#### 4. 教育・研修機能

ボランティアセンターにおいては、人材面からボランティア活動を活性化するための「教育・研修機能」も、その重要な役割として充実が図られてきた。

##### 〔現状と評価〕

本センターでは、朗読や点訳、災害時におけるボランティア活動等、分野別の研修会や、ボランティア参加者の相互研鑽を図るための交流会など、ボランティアを現場で支える人材の養成に取り組むとともに、これらのマンパワーを有効に活用できるよう、ボランティア活動を側面から支えるボランティアアドバイザー、ボランティアコーディネーターの養成にも取り組みを続けてきた。

加えて、ボランティア活動の範囲の広がりに伴い、求められる知識・人材も多様化していることから、これらのニーズに充分に応えられるよう、教育・研修機能の一層の充実が求められている。

##### 〔今後の展望〕

しかしながら本センターであらゆる分野について、すべての府民を対象に教育・研修機能をにやうことは現実的ではない。そのため、これまで本センターで行ってきた分野別研修やボランティア交流会、アドバイザー養成研修などのうち、市町村センターでも実施可能なものについては、できる限り市町村センターへと実施主体を移し、本センターではこれらの研修に対する講師派遣、講師養成講座の開催など支援を行うとともに、市町村センターを支えるコーディネーターの養成、市町村センターでは専門性の観点などから実施が困難な研修、福祉教育や介護サービスなど新たな分野のアドバイザー養成等、広域センターでなければ実施が困難な事業または先駆的で開拓的な事業に重点を移していく必要がある。

また、コーディネーター養成の対象を、これまでの市町村センターから、施設・企業・労組・生協・NPOなどボランティアにかかわるあらゆる組織に拡大し、あるいは市町村センターに先駆けて、福祉以外の分野に関する研修会・交流会を他機関との連携も取りつつ実施するなど、その活動の範囲を広げていく必要がある。

大学等教育機関において、ボランティアに関する人材養成に対する関心が高まっていることから、本センターと大学等との連携による養成カリキュラムの作成・実践等、本センターから積極的に働きかけ、検討を進めることも期待される。



(教育・研修機能)

		面的広がり	
		現 状	今後の方向性
質的深まり	現 状	<p>(1) コーディネーター・アドバイザーの養成</p> <p>① 新任コーディネーター研修会</p> <p>② ボランティアアドバイザー研修会</p> <p>(従来はコーディネーター・アドバイザー研修会として開催、平成11年度から主要な対象をアドバイザーとした。)</p> <p>(2) 分野別研修会・交流会の開催</p> <p>①朗読ボランティア研修会</p> <p>②精神保健ボランティア研修会</p> <p>③点訳ボランティア研修会</p> <p>④自助具製作ボランティア育成講座</p> <p>⑤福祉教育研修会</p> <p>⑥災害時におけるボランティア活動講習会</p> <p>⑦食事サービスボランティア交流会</p> <p>⑧移送サービスボランティア交流会</p> <p>⑨子育てボランティア交流会</p> <p>⑩学生ボランティア交流会</p> <p>⑪シニアボランティア研修会</p> <p>⑫勤労者ボランティア研修会</p>	<p>(1) コーディネーター養成の対象を市町村センター等から施設・企業・労働組合・生協・NPO等ボランティアにかかわる組織に拡大</p> <p>(2) 福祉以外の新たな分野における研修・交流会の開催</p>
	今後の方向性	<p>(1) 市町村センターにおけるアドバイザー養成への後方支援</p> <p>(2) 市町村センターに配置されるコーディネーターの養成</p> <p>(3) 福祉教育プログラムの研究・開発、福祉教育アドバイザー等の人材養成</p> <p>(4) 介護サービス相談ボランティア養成プログラムの研究・開発、介護サービス相談アドバイザーの養成</p> <p>(5) 分野別研修会・交流会の市町村センターへの移管、府センター事業の重点化</p>	<p>大学等教育機関との連携強化によるプログラム開発の検討</p>

## 5. 連絡調整・ネットワーク機能

ボランティアセンターは、府内のボランティア団体間の連絡調整を行うとともに、そのネットワークを構築する「連絡調整・ネットワーク機能」を果たしている。

### [現状と評価]

本センターにおいても、大阪府全域を活動エリアとする広域のセンターとして、複数市町村にまたがって活動を行っている広域ボランティア団体の連絡調整・協議の場を設けるとともに、府内全域のボランティア活動のネットワーク化を進めてきた。

連絡調整の場としては、昭和 59 年に福祉分野のボランティア活動推進を中心としたボランティア推進府民会議が設置されており、また平成 8 年の全国ボランティアフェスティバルの大阪開催を契機に、本センターと大阪府、大阪市、大阪市ボランティア情報センター、大阪ボランティア協会の 5 者で連絡会議を開催し、実務者レベルでの連絡調整を行っている。またネットワーク化の推進については、先述のように、平成 10 年 1 月に「おおさかボランティア情報ネットワーク」を開設したところである。

そのうち府民会議については、ここ数年「おおさかボランティアフェスティバル」の主権者として、企画運営のための実務者会議を行うにとどまっておき、そのあり方が問われている。また情報ネットワークについても、現在は情報提供機能が多くを占めており、府内のあらゆるボランティア活動の推進を図るための情報交流ネットワークとしての役割を十分に果たしているとは言いがたい。

### [今後の展望]

まず府民会議のあり方については、改組や廃止も視野に入れ、早急に検討を行う必要がある。また情報ネットワークについても、ネットワーク運営協議会（府社協、中間支援団体を中心とするボランティア団体等 19 団体で構成）が、ボランティア全般にわたる連絡調整の場としての機能を発揮するとともに、リアルタイム、双方向といったネットワークの特長を生かした情報交流が一層推進されるよう、本センターが中心となって取り組みを進める必要がある。

「阪神・淡路大震災」や重油流出事故、そしてその後の風水害などのボランティア活動を踏まえ、日頃からのネットワークの必要性が強調されている。平成 9 年度から「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定」を大阪府と締結し、災害時に際してはボランティア登録の窓口を大阪府社協に開設することになっており、緊急時の的確な情報提供などとともに、本センターの果たすべき役割は大きい。

さらに、府社協地域福祉課が実施している小地域ネットワーク事業との連携を強化するとともに、市町村センターや大阪市ボランティア情報センター、大阪ボランティア協会などとのネットワークの強化・緊密化により、本センターのボランティア情報センターとしての機能を一層高めていくことができるよう、取り組みを進める必要がある。

(連絡・調整機能)

		面的広がり	
		現 状	今後の方向性
質的深まり	現 状	<p>(1) ボランティア推進府民会議 ボランティアフェスティバルの企画・運営</p> <p>(2) ボランティア5者会議 大阪府、大阪市、大阪府社協、大阪市社協、大阪ボランティア協会の5者による連絡会議</p> <p>(3) 大阪ボランティア情報ネットワーク運営協議会 「おおさかボランティア情報ネットワーク」の運営、19団体</p> <p>(4) 災害ボランティアネットワーク会議 5者会議のメンバーのほか、日本赤十字社大阪府支部、大阪府共同募金会が参加</p> <p>(5) 市町村センター担当職員会議 本センターと市町村社協のセンターとの連絡調整</p> <p>(6) センター登録ボランティアグループ連絡会議 センターの運営に関する意見聴取</p>	<p>(1) ボランティア情報ネットワーク運営協議会の、ボランティア全般にわたる連絡調整の場としての位置づけ</p> <p>(2) 本センター事業の実施にあたっての、各分野のボランティア活動推進機関との連携強化、共同・協力事業の実施</p>
	今後の方向性	<p>(1) 小地域ネットワーク（小地域＝小学校単位でのボランティア活動推進）事業との連携</p>	<p>(1) 災害時に備え、ボランティア活動に関わる大阪府内の関係機関・団体と日常的なネットワークの構築を検討する。</p> <p>(2) 福祉教育・ボランティア学習をすすめるためにも、大阪府教育委員会との連携を強めるとともに、地域と小・中学校との日常的なネットワークを構築する。</p>

## 6. 活動・運営支援機能

ボランティアセンターでは、活動・会場場所や機材の貸し出し、ボランティア基金等による活動助成、ボランティア保険の受け付けなど、ボランティア活動やその運営が容易となるような様々な側面支援活動を行っている。これらを「活動・運営支援機能」として取り上げる。

### [現状と評価]

本センターにおいては、平成8年に大阪社会福祉指導センター3階に独立事務所を開設するに伴い、平日夜間・土曜日開館をスタートし、センター登録グループ（活動基盤が市町村域を越えるボランティアグループ等）に対する会議室の無料提供や、ボランティアを対象としたコピーサービス、機材の貸し出しと言った支援活動を行っている。また、様々な活動助成金のあっせんや、本センターで事務を取り扱っている「島本福祉基金」による直接助成など、資金面での支援をおこなうとともに、府民が安心してボランティア活動に参加できるよう、ボランティア保険の受付業務も行っている。さらに、府民の寄付や労力提供など善意の受け皿である善意銀行についても本センターで運営している。

### [今後の展望]

このうち、場所・便益の提供については、本センターと市町村センターの役割分担に基づき、引き続き広域的な活動を実施しているボランティアグループのみを対象に事業を継続することが望ましい。また、ボランティア保険の取り扱いについては、市町村センターが府民との直接の窓口となるケースが多いものの、制度上、今後とも府センターが実施主体とならざるをえない。さらに島本福祉基金や善意銀行については、ボランティア活動に対する支援としてその重要性は今後とも高まるものと思われるが、より有効な支援を実施する観点からは、制度の見直しの必要性も指摘されている。

したがって、各種助成事業については、特に市町村の範囲にとどまる地域的なボランティア団体について、極力、実情を最も把握している市町村センターが一次的な窓口となるよう検討すべきである。また、総合化にあたって本センターの位置付けを明確にするため、社協内の他の部課で担当しているボランティアを対象とした助成制度も含め、ボランティア団体を対象とする助成事業を統合し、より有効な助成・支援を行うとともに、逆に、対象がボランティアに限定されない事業については、本センターで行うことは適当でないことから、今後その見直しを検討する必要がある。またボランティア保険については、制度が市町村センターにおいても定着し、実質的な受付事務が市町村センター中心となりつつあることから、本センターでは新たなニーズに対応するためのメニューの企画や保険会社との調整等、保険の企画開発により重点を移すべきである。

(活動・運営支援機能)

		面的広がり	
		現 状	今後の方向性
質的深まり	現 状	(1) 本センターの開館と会議室等の提供 ① 土曜、夜間開館 ② 登録グループ（福祉ボランティア中心、原則2以上の市町村にまたがる広域グループ）に対する会議室、メールボックス、ロッカー、情報誌等の無料提供 ③ コピー・印刷機の低額提供 ④ ビデオ、福祉機材の無料貸出し ⑤ 図書閲覧 (2) 善意銀行の運営 (3) 活動助成金のあっせん ① 島本福祉基金による助成 ② 府地域福祉振興助成金の受付 ③ 各種助成団体への団体推薦 (4) ボランティア表彰等の推薦 (5) ボランティア保険の受付	(1) 登録グループの福祉分野以外のグループ、NPO等への拡大による直接支援の機能の充実 (2) ボランティア活動の多様化に対応した新たなボランティア保険メニューの企画
	今後の方向性	(1) 各種助成制度の見直し（総合化）	自立したNPOとの連携・協働をすすめ、NPO団体、NPOを支援する機関とネットワークをつくる。

## 7. 調査・研究機能

本センターでは、ボランティア活動をより発展させるために、ボランティア活動に関する様々な課題や、新しい社会ニーズに対応したボランティア活動のあり方について、調査研究を実施してきた。

### [現状と評価]

調査活動については、平成7年に阪神・淡路大震災ボランティア活動調査を実施し、12月に報告書「震災とボランティア」を公表した。また研究活動については、従前から福祉教育の研究などを手がけており、平成8年8月にはこれまでの福祉協力校事業の実績を踏まえ、報告書「今後におけるボランティア協力校のあり方について」を公表、また平成9年3月にはこれまでの研究成果を生かし、「福祉救援ボランティア活動マニュアル」を作成した。これらの調査研究の成果を本センターの運営に反映させることにより、センター事業の充実を図っており、また関係各方面からも一定の評価を得てきたところである。

### [今後の展望]

今後の調査研究活動の実施にあたっては、これまでの成果を踏まえ、他の機関と連携しながらNPO等に関する調査・研究等、福祉ボランティアの枠にとらわれない調査研究に取り組むことが求められる。

また、先にも述べたが、介護サービスボランティアなど現代的課題に関する研究活動、日本に住む外国人に対する生活支援に関する研究、ホームレス生活者に対するボランティア活動の研究など、さらにはボランティア活動の現場に精通した市町村センターのコーディネーターとの共同研究、学識研究者・ボランティアの現場との協働・連携による日常的な研究活動を広く行い、その成果をボランティア活動の推進にフィードバックすることが求められる。

(調査・研究機能)

		面的広がり	
		現 状	今後の方向性
質的深まり	現 状	(1) 調査活動 ① 「震災とボランティア」－阪神・淡路大震災ボランティア活動調査報告書（平成7年12月） (2) 研究活動 ① 報告書「今後におけるボランティア協力校のあり方について」（平成8年8月） ② 「福祉救援ボランティア活動マニュアル」（平成9年3月）	(1) 他の中間支援組織との協力によるNPO等に関する調査・研究の実施
	今後の方向性	(1) 調査活動 ① 住民参加型在宅福祉サービス団体実態調査等新たなニーズに対応した調査活動の実施 (2) 研究活動 現代的課題についての研究活動 ① 介護サービス相談ボランティアの研究・開発(再掲) ② 総合的学習の時間に対応した福祉教育プログラムの研究・開発	

## 8. 市町村ボランティアセンター支援機能

昭和56年以来進めてきた市町村センターの設立とネットワーク化がほぼ確立されたことから、本センターは広域センターとして、地域密着型活動に軸足を置く市町村センターとの機能分担を明確にしていく必要がある。本センターの担うべき広域的機能の中でも、市町村センター相互のネットワーク機能の強化や、市町村センターの後方支援といった、市町村センターに対する支援機能は中心的な位置を占めるものであり、今後市町村センター支援が本センターの重要な業務の一つになると言っても過言で無い。

### [現状と評価]

現在本センターにおいては、市町村センター支援のため、市町村センター担当職員会議やEメールによる情報提供、市町村センターの職員・ボランティアを対象とした研修等を実施しているが、これらの事業は同時にこれまで整理してきた7つの機能も果たしており、すでに本センターと市町村センターとの機能分担という観点からその方向性について評価してきたところである。

### [今後の展望]

今後、本センターが市町村センター支援機能を有効に果たしていくためには、市町村センターとの間に、対等・協力の関係に立脚した相互信頼関係を構築することが重要である。そのためには、これまでも言及してきたところであるが、市町村センターでも対応可能な機能は極力市町村センターに委ねること、市町村センターとの情報交流を活性化し風通しのよい関係を築くこと、市町村センターでは比較的情報の少ない福祉以外の分野に関する情報提供能力の向上を図ることにより、本センターと市町村センターとの有機的結合を強めていくことが求められる。また、本センターと市町村センターの間での職員・ボランティアのコーディネーター等の相互交流を進めることにより、相互研鑽や人的ネットワークの構築にも取り組むことが求められる。さらに、小地域ネットワーク事業を通じて地域ボランティア情報を有している府社協地域福祉課とも、将来的な府社協全体の再編も視野に入れつつ、一層連携を深め、市町村センター・市町村社協への支援に有機的に取り組む必要がある。



(市町村ボランティアセンター支援機能)

		面的広がり	
		現 状	今後の方向性
質的深まり	現 状	(1) 市町村センター担当職員会議 (2) Eメールの活用による情報の提供 (3) 市町村センターコーディネーター研修	(1) 福祉以外の分野の情報を提供する情報提供能力の強化
	今後の方向性	(1) 市町村センター担当職員会議の充実 (2) 市町村センターコーディネーターの養成 (3) Eメールの活用による情報交流の双方向化	(1) 市町村センター共同事業への支援 (2) 本センター職員と市町村センター職員・コーディネーターとの相互交流

#### 【4】当面の重点的取り組み

NPO法の成立、介護保険の開始、社会福祉法の成立など激しい時代の流れの中で、今後本センターとして取り組むべき課題をすべて整理することは難しいため、当面の重点的な取り組みとして、以下の5点に絞り触れることにする。

この取り組みをすすめるにあたっては、本センターのみにとどまらず、府社協全体の課題として取り組まなければならない。

また、これらの取り組みの実践の中から、新たな課題の発見も予想されるが、その際にも、本センターのみで課題を解決することなく、関係者の意見に絶えず耳を傾ける姿勢が求められる。

さらに、これらの重点課題に取り組むにあたっては、大阪府ボランティアセンターは「住民の参加」をこれまで以上に重視しなければならない。とりわけ、社会福祉法の施行により、市町村は地域福祉計画を、都道府県は、市町村の地域福祉計画の達成に資するべく広域的な見地から地域福祉支援計画を策定するとともに、これを変更する場合、あらかじめ住民や社会福祉を目的とする事業を経営する者、その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表することになっている。このことは、これらの計画策定にはトップダウンではなく、住民が主体的に取り組むボトムアップ的な手法が求められることを意味する。特に、現状の福祉課題の把握・分析にあたっては、当事者である住民やボランティア団体等へのヒアリングは大切な手法となる。本センターにおいても、特にボランティアなど住民の参加による地域福祉計画づくりが実現するよう積極的に働きかけていくことが望まれる。

##### 1. ボランティア活動支援と小地域福祉活動との連携

小地域福祉活動との機能的統合は、総合化構想の基本ビジョンのひとつである。これらの統合の推進に向けて具体的に取り組んでいくことが重要な当面の課題となる。大阪府内の市町村社協においては、それぞれの地域事情に合わせて、これまで多様な形で小地域福祉活動を積極的に推進してきた。そこでは、地域を基盤にして活動するボランティアがその担い手となっている。したがって、大阪府社協内部においても地域福祉課とボランティアセンターの機能的統合を模索し、協働して地域福祉の推進に向けて取り組む必要がある。

##### 2. 市町村ボランティアセンターへの積極的後方支援

社会福祉及びボランティア活動をめぐる急激な動向変化の中で、市町村ボランティアセンターの課題や期待にはきわめて大きいものがある。そこでボランティアセンターとしては、単に情報の提供や事業の依頼・紹介をするだけでなく、ブロック及び当該地域の事情に応じた市町村社協の方向性をともに模索し、新たな指針を見出せるように積極的に支援することが求められる。

当面、他のボランティア支援機関とのネットワークを広げ情報量を増やし、市町村

センターから頼られるセンターとなるよう、情報提供や研究などの機能を強化するとともに、現在、実施している初任者研修のほか、市町村ボランティアセンターのコーディネーター養成のための研修を意識的かつ体系的に取り組む。

### 3. 多様な市民活動への支援

多様な市民活動への支援は、「面的広がり」という総合化構想の基本ビジョンのひとつでもある。とりわけ、生活支援の視点から、福祉NPO及び住民参加型在宅福祉サービス団体の支援はきわめて重要な取り組みとなる。新たな福祉社会、成熟した市民社会の構築に向けて、こうした市民活動への支援についても、これからのボランティアセンターに大きな期待が寄せられる。また、都市型の広域ボランティアセンターの特質として、地域社会との関係が希薄な府民に対するアプローチを充実させ、ボランティア活動及び市民活動に取り込んでいくことも今後は重要な取り組みとなろう。

さらには、国際交流、自然環境、文化活動、スポーツといった福祉の範囲を超えるボランティア支援についても、生活支援という視座から連携・協働によって守備範囲を広げていくこともこれから求められる。

### 4. 人材養成への積極的取り組み

ボランティア関係の人材養成は、広域のボランティアセンターに課せられる重要な役割である。まず、専門職養成として、市町村センター職員を対象とした仲介型のボランティアコーディネーター研修と施設職員を対象とした受け入れ型のボランティアコーディネーター研修を計画的・体系的に実施する必要がある。ボランティアコーディネーターの質の高まりなくして、府内のボランティア活動の活性化はあり得ない。それだけに急務の課題といえる。同時に、コーディネーターを養成する人材を育てていくことも長期的には必要となろう。また、ボランティアリーダー層に相当するボランティアアドバイザーのきめ細やかな継続的かつ段階的研修をもつことも欠かせない。

### 5. 事務局体制の再検討及びセンター名称の検討

ボランティア活動をめぐる状況が大きく変わる中で、ボランティア活動支援も大きな変革を求められるのは当然のことである。総合化構想を推進していくためには、その中心的推進役となる本センターの事務局体制及び業務を再考する必要がある。8つの機能で整理した事業について、必要でない判断されるものについては廃止したり、大阪府社協全体の中での業務分担の再検討も求められる。新しい時代に対応した業務を展開していくためには、事務局体制を整えていくことが急務である。

さらには、スタッフの力量を高めるために、市町村社協及び行政、社会貢献を志向する企業、NPOなどとの長期的な人材交流・研修の機会をもったり、必要に依

じて大学等における再教育・研究の機会を提供することもきわめて重要となる。

また、今後本センターの総合化に伴い、府社協におけるセンターの位置づけを府社協全体のあり方の中で検討するとともに、センター名称についての検討も視野に入れる必要がある。

大阪府ボランティアセンター運営委員会・討議経過

1	平成 11 年 8 月 3 日 10 時 30 分～12 時 於：社会福祉指導センター V ホール	○ 正副委員長の互選 ○ 平成 11 年度事業計画について ○ 大阪府ボランティアセンターのあり方検討委員会の設置について
---	--	---

大阪府ボランティアセンターのあり方検討委員会・討議経過

1	平成 11 年 8 月 18 日 13 時 30 分～16 時 30 分 於：社会福祉指導センター V ホール	○ 正副委員長、委員の紹介 ○ 経過と趣旨説明 ○ 大阪府ボランティアセンターの検討課題と検討スケジュールについて
2	9 月 24 日 15 時～18 時 於：V ホール 小委員会	○ 統合化の概念整理
3	10 月 27 日 17 時～19 時 30 分 於：V ホール	○ 「検討用資料」(岩間) メモ説明 ○ 「ボランティアセンター」総合化の概念整理と大阪府ボランティアセンター事業の関連について ○ 学校教育におけるボランティア学習の实情
4	12 月 6 日 17 時～19 時 30 分 於：V ホール	○ 小地域ネットワークのボランティア活動について ○ 大阪府ボランティアセンターの方向性について
5	12 月 22 日 10 時～13 時 於：ゼミナール室① (社協関係者小委員会)	○ 社協事業におけるボランティアセンターの位置と役割 ○ 介護保険とボランティアの係わり方 ○ 大阪府ボランティアセンターに期待するもの
6	平成 12 年 2 月 2 日 17 時～ 於：V ホール	○ 大阪府ボランティアセンター総合化のビジョンと構想 ○ 報告書の構成案について

7	3月14日 10時～12時 於：Vホール	○大阪府ボランティアセンター総合化への ビジョンと構想
8	3月23日 14時～16時 於：Vルーム	○総合化へのビジョンのための概念整理
9	4月6日 17時～19時 於：Vルーム (作業委員会)	○大阪ボランティアセンターの機能別分析
10	4月12日 17時～19時 於：Vルーム (作業委員会)	○大阪府ボランティアセンターの総合化への ビジョンと構想(素案)
11	6月1日 18時～20時 於：大阪府ボランティアセ ンター (作業委員会)	○大阪府ボランティアセンターの総合化への ビジョンと構想(案) ○全国都道府県指定都市社協ボランティア センター所長会議報告
12	9月19日 10時～12時 於：Vルーム (小委員会)	○大阪府ボランティアセンターの「総合化」 に関する基本ビジョン －「面的広がり」と「質的深まり」－ (大阪府ボランティアセンターのあり方 検討委員会報告原案について)
13	平成13年1月18日 16時～17時 於：Vホール	○大阪府ボランティアセンターの「総合化」 に関する基本ビジョン －「面的広がり」と「質的深まり」－ (大阪府ボランティアセンターのあり方検討 委員会中間報告最終原案について)

大阪府ボランティアセンター運営委員会委員名簿(平成11年8月3日～)

氏名	所属	(敬称略・順不同)	
矢形 律子	大阪府市町村ボランティア連絡会	会長(～平成12年5月31日)	
大杉 貞子	大阪府市町村ボランティア連絡会	会長(平成12年6月1日～)	
瀬川 一人	大阪シルバーボランティアグループ連絡協議会	会長	
有田 典代	関西国際交流団体協議会	事務局長	
岡 秀郎	大阪自然環境保全協会	事務局長	
上野谷 加代子	桃山学院大学	教授	◎
岩間 伸之	大阪市立大学	講師	
馬越かよ子	大阪府生活文化部男女協働社会づくり課	課長(～平成12年4月12日)	
田中潤子	大阪府生活文化部男女協働社会づくり課	副理事兼課長(平成12年4月13日～)	
竹井誠昭	大阪府福祉部福祉政策課	課長(～平成12年4月12日)	
大島正幸	大阪府健康福祉部地域保健福祉室地域福祉課	課長(平成12年4月13日～)	
山本 茂	伯太学園	施設長	
實樹 久子	大阪府民生委員児童委員協議会連合会	女性部会長	
北村 要	豊中市社会福祉協議会	会長	
永島 剛	大阪府社会福祉協議会	常務理事	○
小林 義彦	関西経済連合会事業推進第一部	課長	
石黒 博俊	日本労働組合総連合会大阪府連合会	政治局次長	
佐藤 興治	大阪府共同募金会	常務理事	

◎＝委員長、○＝副委員長

大阪府ボランティアセンターのあり方検討委員会委員名簿(平成11年8月18日～)

氏名	所属	(敬称略・順不同)	
宮田 信直	大阪府市町村ボランティア連絡会	広報部会長	
上野谷 加代子	桃山学院大学	教授	◎
岩間 伸之	大阪市立大学	講師	○
松端 克文	桃山学院大学	講師	
松井孝之	大阪府生活文化部男女協働社会づくり課	主査(～平成12年4月12日)	
眞野恭行	大阪府生活文化部男女協働社会づくり課	総括主査(平成12年4月13日～)	
片岡 博司	大阪府健康福祉部地域保健福祉室地域福祉課	主査	
水野 端吾	寝屋川市社会福祉協議会	事務局長(～平成12年3月31日)	
行松 英明	大阪府社会福祉事業団	施設課長代理	
勝部 麗子	豊中市社会福祉協議会	主任	
中出 繁	堺市社会福祉協議会	地域福祉推進係長	
森 茂輝	大阪府社会福祉協議会	所長	

◎＝委員長、○＝副委員長

大阪府ボランティアセンターのあり方検討委員会作業委員名簿(平成11年8月18日～)

氏名	所属	(敬称略・順不同)	
岩間 伸之	大阪市立大学	講師	◎
松端 克文	桃山学院大学	講師	○
松井孝之	大阪府生活文化部男女協働社会づくり課	主査(～平成12年4月12日)	
眞野恭行	大阪府生活文化部男女協働社会づくり課	総括主査(平成12年4月13日～)	
森 茂輝	大阪府社会福祉協議会	所長	

◎＝委員長、○＝副委員長

---

大阪府ボランティアセンターの「総合化」に関する基本ビジョン  
—「面的広がり」と「質的深まり」—

平成 13 年 1 月

編集：大阪府ボランティアセンターのあり方検討委員会  
委員長 上野谷加代子（桃山学院大学教授）

発行：社会福祉法人大阪府社会福祉協議会  
大阪府中央区中寺1丁目1番54号  
TEL06-6762-9631 FAX06-6762-9679